

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 <u>沿革 平成29年6月13日 一部改正</u></p> <p>第1章 一般的事項（第1条 - 第54条）  第1節 定義等（第1条 - 第13条）  第2節 引受基準等（第14条 - 第27条）  第3節 個別保証枠（第28条 - 第33条）  第4節 保険料率算定等（第34条、第35条）  第5節 保険の申込（第36条 - 第40条）  第6節 保険料（第41条、第42条）  第7節 確定通知（第43条 - 第46条）  第8節 保険金の支払等（第47条 - 第54条）</p> <p>第2章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係（第55条 - 第67条）  第3章 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）関係（第68条）  第4章 貿易一般保険（個別）関係（第69条）  第5章 雑則（第70条）</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045</p> <p>第1章 一般的事項（第1条 - 第54条）  第1節 定義等（第1条 - 第13条）  第2節 引受基準等（第14条 - 第27条）  第3節 個別保証枠（第28条 - 第33条）  第4節 保険料率算定等（第34条、第35条）  第5節 保険の申込（第36条 - 第40条）  第6節 保険料（第41条、第42条）  第7節 確定通知（第43条 - 第46条）  第8節 保険金の支払等（第47条 - 第54条）</p> <p>第2章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係（第55条 - 第67条）  第3章 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）関係（第68条）  第4章 貿易一般保険（個別）関係（第69条）  第5章 雑則（第70条）</p>	
<p>第1章 一般的事項 第1節～第4節（略）</p>	<p>第1章 一般的事項 第1節～第4節（略）</p>	
<p>第5節 保険の申込み 第36条～第40条（略）</p>	<p>第5節 保険の申込み 第36条～第40条（略）</p>	
<p>（保険契約の訂正） 第40条の2 保険契約の訂正に係る日本貿易保険への申請は、<u>原則として</u>当該保険契約の内容変更等通知期限までに行うものとする。ただし、保険契約の訂正が行われた場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由（約款第4条第14号の事由にあつては、履行遅滞の発生をいい、3月以上の期間の経過を要しない。以下次項において同じ。）に</p>	<p>（保険契約の訂正） 第40条の2 保険契約の訂正に係る日本貿易保険への申請は、当該保険契約の内容変更等通知期限までに行うものとする。ただし、保険契約の訂正が行われた場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由（約款第4条第14号の事由にあつては、履行遅滞の発生をいい、3月以上の期間の経過を要しない。以下次項において同じ。）により生じた</p>	

新	旧	備考
<p>より生じた損失のうち、訂正事項に基づいて生じた損失については、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。なお、訂正事項に基づいて生じた損失とは、以下のものをいう。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>損失のうち、訂正事項に基づいて生じた損失については、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。なお、訂正事項に基づいて生じた損失とは、以下のものをいう。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第6節～第8節 (略)</p>	<p>第6節～第8節 (略)</p>	
<p>第2章～第5章 (略)</p>	<p>第2章～第5章 (略)</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年6月30日から実施する。</u></p>		
<p>別表第1 (略)</p>	<p>別表第1 (略)</p>	
<p>別表第2 (第60条関係) (略)</p> <p>(注) * 2 : 特約期間中にEC格又はSC格に格付が変更となった場合であって、保険金支払限度額が設定されているときは、与信管理規程第2条においては直前のEE格、EA格、EM格、EF格又はSA格とみなして取扱うこととする。<u>ただし、当該特約期間中に保険申込みが行われた場合に限る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>別表第2 (第60条関係) (略)</p> <p>(注) * 2 : 特約期間中にEC格又はSC格に格付が変更となった場合であって、保険金支払限度額が設定されているときは、与信管理規程第2条においては直前のEE格、EA格、EM格、EF格又はSA格とみなして取扱うこととする。</p> <p>(略)</p>	
<p>別表第3 (略)</p>	<p>別表第3 (略)</p>	
<p>別紙様式第1～別紙様式第7 (略)</p>	<p>別紙様式第1～別紙様式第7 (略)</p>	